

学 習 院 女 子 大 学 大 学 院 学 則

平成16年4月1日

施行

改正	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成21年4月1日	平成23年4月1日
	平成25年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成31年4月1日
	令和2年4月1日	令和3年4月1日
	令和5年4月1日	

第1章 総則

(目的・方針)

第1条 本大学院は、国際文化交流に関わる学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の専門家の養成及びそれらに関わる学術研究の専門家の養成を目的とする。

2 本大学院は、前項の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定める。

- 一 修了認定・学位授与に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

(点検評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究をはじめとする諸活動及び運営について、広く点検評価を行う。

2 点検評価に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(課程・研究科・専攻)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

第4条 本大学院に国際文化交流研究科国際文化交流専攻を置く。

(学生定員)

第5条 本大学院の学生定員は、入学定員10名、収容定員20名とする。

(授業及び指導の担当)

第6条 本大学院における授業及び研究指導は、学習院女子大学（以下「本学」という。）の教授が担当する。ただし、特別の事情がある場合は、准教授又は講師が担当することがある。

2 前項の講師には非常勤講師も含まれるものとする。

(研究科委員会)

第7条 本大学院に国際文化交流研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置き、研究科委員長は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科委員会がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 研究科委員会は、前2項について本学教授会（以下「教授会」という。）に報告しなければならない。
- 4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院の事務)

第8条 本大学院に関する事務は、本学事務組織が担当する。

第3章 研究指導施設

(大学院の施設)

第9条 本大学院に、研究室及び演習室を置く。本学学部の施設は、必要に応じ本大学院学生の研究及び指導に充てる。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第10条 本大学院の教育課程は、第1条第2項第1号及び第2号に定める方針に基づき、別表1の授業科目により編成する。

2 授業の方法については、本学学則第25条の2の規定を準用する。

第11条 学生は、2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について30単位以上を修得し、更に修士論文又は特定課題研究報告書(以下「修士論文等」という。)を提出し、かつ、最終試験を受けねばならない。

(在学年数)

第12条 在学年数は、4年を超えることができない。ただし、第33条に定める長期履修生についてはこの限りでない。

(他の大学院又は研究機関における履修及び研究指導)

第13条 研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究機関(以下「他の大学院等」という。)と本大学院との間であらかじめ協議の上、他の大学院等の授業科目を履修し、所定の手続きを経た上で14単位を限度として本大学院の授業科目において修得した単位とみなすことができる。

2 研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等と本大学院との間であらかじめ協議の上、他の大学院等において研究指導を受けることができる。

(入学前の大学院における既修得単位)

第14条 研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位(学校教育法第102条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。また、本大学院の科目等履修生、委託生又は交流学生として修得した単位を含む。)を、所定の手続きを経た上で14単位を限度として本大学院の授業科目において修得した単位とみなすことができる。

(他の大学院等における修得単位及び既修得単位の認定)

第15条 第13条第1項にもとづいて修得した単位及び第14条の既修得単位については、合わせて20単位を限度として本大学院修了のために修得すべき単位数に算入することができる。

2 第13条、第14条及び前項に関して必要な事項は、別に定める。

(履修登録等)

第16条 学生は、その学期に履修しようとする授業科目を、所定の期間内に届け出て、承認を得なければならない。

2 学生は、授業科目の選択、論文の作成、研究一般について研究指導教員の指導に従わなければならない。

第5章 授業科目修了及び教育課程修了の認定

(授業科目修了の認定)

第17条 授業科目修了の認定は、原則として試験による。

2 前項の試験の成績は、S・A・B・C・Fをもって示し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。

(教育課程修了の要件)

第18条 修士課程を修了するためには、第11条により2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、修業年限を1年まで短縮することができる。

2 本大学院は、第14条の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

3 本条第1項ただし書き及び前項を併用する場合であっても、学生は、修了要件として、少なくとも1

年間は大大学院に在学しなければならない。

(教育課程修了の認定)

第19条 教育課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

- 2 修士論文等の審査及び最終試験の成績評価は、別に定める審査委員会の審査に基づいて研究科委員会が行う。
- 3 修士論文等の成績は、S・A・B・C・Fをもって示し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。
- 4 最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

第6章 学位

(学位)

第20条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

修士(国際文化交流)

(学位の授与)

第21条 本大学院の課程において第11条所定の単位を修得し、かつ、修士論文等の審査及び最終試験に合格した者に、修士の学位を授与する。

第22条 本学則に定めるもののほか、本大学院における学位授与に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 入学、留学、休学、復学、退学及び再入学

(入学資格)

第23条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、選考試験に合格して所定の手続きを経た者とする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与されたと研究科委員会が認めた者
- 七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると研究科委員会が認めたもの
- 十 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科委員会が認めた者
- 十一 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科委員会が認めた者で、22歳に達したもの

- 2 前項にいう選考試験は、第1条第2項第3号に定める方針に基づき行う。

(入学の時期)

第24条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、前条第3号及び第25条の5の規定に基づく入学者については、入学の時期を後期(秋学期)の始めとすることができる。

(留学)

第25条 外国の大学院等へ留学を希望する者は、研究科委員会において、その願い出が承認され、学長の許可を受けた場合に留学することができる。

- 2 留学期間は、2学期以内とする。
- 3 留学期間は、修業年限及び在学年数に算入する。
- 4 学生が留学により外国の大学院等で修得した単位の認定については、第13条の定めるところによる。
- 5 前各項に定めるもののほか、留学に関しての必要な事項は別に定める。

(休学)

第25条の2 休学については、休学期間を通算して4学期を限度とするほかは、本学学則第37条の規定を準用する。ただし、長期履修生の休学期間については、別に定める。

(復学)

第25条の3 復学については、本学学則第38条の規定を準用する。

(退学)

第25条の4 退学については、本学学則第39条の規定を準用する。

(再入学)

第25条の5 再入学は、本大学院を退学した者が再び入学を志願する場合に、選考の上これを許可する。

第8章 学費その他

(入学検定料)

第26条 本大学院に入学を志願する者は、別表2の入学検定料を納付しなければならない。

(入学金・授業料その他)

第27条 本大学院に入学を許可された者は、別表2の入学金、別表3の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 長期履修生は、別表2の入学金、別表4の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

3 学生は、履修科目に応じて、別に定めるところにより履修費及び実習費を納付しなければならない。

第28条 科目等履修生は、別表5の選考料、登録料及び履修料を納付しなければならない。

2 委託生及び研究生は、別表6の納付金を納付しなければならない。

第29条 協定留学生及び交流学生に関わる納付金は、別に定める。

第30条 第26条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金を減免することがある。

2 休学の許可を得た者については、休学期間中の本大学院における授業料及び施設設備費を減免する。

第31条 学生は、在学中に納付金額の変更があった場合は、改定後の納付金額により納付しなければならない。

第32条 既納の入学金、授業料、施設設備費その他の納付金は返付しない。ただし、入学を許可された者が入学を辞退する場合において、所定の期日までに願い出たときは、既納の授業料、施設設備費その他の納付金を返付することがある。

2 年額の授業料を納付している者が前期(春学期)に退学する場合、所定の手続きにより、後期(秋学期)の授業料を返付することがある。

第9章 長期履修生

(長期履修生)

第33条 第12条の規定にかかわらず、入学に際して長期にわたる履修を願い出た者には、長期履修生として入学を許可することがある。

2 長期履修生は、正規の学生とし、第5条に定める入学定員及び収容定員に算入する。

3 長期履修生の在学年数は、3年以上8年以内とする。

4 長期履修生は、入学時に申請し許可された在学年数を短縮することはできない。

5 長期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生

(科目等履修生)

第34条 第23条に定める各号の一に該当する者、又は本学学部4年次学生が本大学院の授業科目の1科目又は数科目の履修を願い出たときは、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の在学期間は、1学期又は2学期とする。

(委託生)

第35条 本大学院は、官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき入学を希望する者には、選考の上委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の在学期間は、原則として1学期又は2学期とする。

(研究生)

第36条 大学院修士課程(博士前期課程)修了者、又は研究科委員会によってこれと同等以上の学力があると認められた者が、本大学院教員の指導のもとに、特定の専門事項についての研究を願い出たときは、選考の上研究生となることを許可することがある。

2 研究生の在学期間は、原則として2学期とする。

(協定留学生)

第37条 本大学院と外国の大学院との交流協定に基づき当該の外国の大学院から推薦された留学生に対しては、選考試験を免除し協定留学生として入学を許可する。

2 協定留学生の在学期間は、原則として2学期以内とする。

(交流学生)

第38条 本大学院と他の大学院との交流協定に基づき本大学院の特定の授業科目の履修を願い出た者に対しては、交流学生として当該授業科目の履修を許可する。

第39条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、第5条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。

第40条 科目等履修生、委託生及び交流学生は、その履修した科目の修了試験を受けることができる。

2 前項により試験に合格した者に対しては、本大学院所定の単位を与える。

第41条 研究生がその履修した科目の修了試験を受けることを希望した場合には、研究科委員会の議を経て許可することがある。

2 前項により修了試験を受けることを希望した者が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第42条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生についての細目は、別に定めるところによる。

第43条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、正規の学生と同じく本大学院学則等一般規則を遵守しなければならない。

第11章 学年、学期及び休業日

(学年・学期・休業日)

第44条 本大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第11条、第12条及び第13条の規定を準用する。

第12章 厚生保健施設等

(厚生保健施設等)

第45条 本大学院の厚生保健施設及びその他の施設については、本学学則第45条の規定を準用する。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第46条 本大学院は、成績優秀で品行方正な学生又は経済的に修学困難な事情が生じた学生に対する奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰及び除籍

(賞罰)

第47条 賞罰については、本学学則第43条及び第44条の規定を準用する。

(除籍)

第47条の2 学長は、次の各号の一に該当する学生については除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第12条に定める在学年限を超える者
- 三 第25条の2に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第1号によって除籍となった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

第15章 改正

(改正)

第48条 この学則の改正は、研究科委員会の議を経て、教授会に報告するものとする。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第17条第2項及び第19条第3項の規定は、平成25年以後の入学者に適用し、平成25年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

3 平成25年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3、別表4及び別表6を適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年度科目等履修生の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表5を適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

授業科目	単位
文化マネジメント演習	2
芸術文化演習	2
日本学演習	2
比較文化演習	2
現代文化演習	2
国際文化協力演習	2
国際地域開発演習	2
地域資源開発・利用演習	2
国際開発協力演習	2
費用便益分析演習	2
環境コミュニケーション演習	2
国際関係分析演習	2
国際メディア分析演習	2
地域社会分析演習	2
国際マネジメント演習	2
国際文化交流研修	2
海外特別研修	2又は4
インターン研修	2又は4

企画立案	2
プレゼンテーション	2
ドラフティング	2
プロジェクト評価法	2
プロジェクト・マネジメント演習	2
非営利団体演習	2
P R 演習	2
文化資料処理法	2
統計処理法	2
文化政策特殊研究	2
文化法特殊研究	2
文化経済特殊研究	2
アートマネジメント特殊研究	2
国際関係特殊研究	2
地域社会特殊研究	2
伝統文化特殊研究	2
現代文化特殊研究	2
比較文化特殊研究	2
文化資源情報特殊研究	2
日本学特殊研究	2
言語分析特殊研究	2
文化経営学特殊研究	2
国際メディア特殊研究	2
マーケティング特殊研究	2
情報メディア特殊研究	2

別表 2

区分	適用者	金額 (円)
入学検定料	平成16年度以後の入学につき出願の手続きを行う者	35,000
入学金	平成16年度以後の入学につき入学の手続きを行う者	150,000

別表 3

区分	年額 (円)	分納期及び分納額	
		第 1 期 4 月 30 日まで	第 2 期 9 月 30 日まで
授業料	600,000	300,000	300,000
施設設備費	180,000	180,000	—

別表 4 (長期履修生)

履修計画年数	区分	年額 (円)	分納期及び分納額	
			第 1 期 4 月 30 日まで	第 2 期 9 月 30 日まで
3 年	授業料	400,000	200,000	200,000
	施設設備費	120,000	120,000	—
4 年	授業料	300,000	150,000	150,000
	施設設備費	90,000	90,000	—
5 年	授業料	240,000	120,000	120,000

	施設設備費	72,000	72,000	—
6年	授業料	200,000	100,000	100,000
	施設設備費	60,000	60,000	—
7年	授業料	170,000	85,000	85,000
	施設設備費	50,000	50,000	—
8年	授業料	150,000	75,000	75,000
	施設設備費	45,000	45,000	—

別表5（科目等履修生）

区分	金額（円）	摘要
選考料	20,000	
登録料	10,000	2年以上継続して履修する場合は初年度のみ
履修料	40,000	1科目2単位当たりの額

別表6（委託生、研究生）

	区分	金額（円）	摘要
委託生	受託料	400,000	期間が半年の場合は200,000円
研究生	研究指導料	400,000	